

議案第 36 号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ひたちなか市国民健康保険税条例（平成6年条例第74号）の一部を次のように改正する。

付則第16項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（令和4年度及び令和5年度の各年度分の国民健康保険税の減免の特例）」を付する。

付則第17項に見出しとして「（職権による減免）」を付し、同項中「前項」を「前2項」に改め、同項を付則第18項とし、付則第16項の次に次の1項を加える。

（令和6年度分の国民健康保険税の減免の特例）

17 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳未満被保険者があるときは、当該納税義務者に係る令和6年度分の国民健康保険税について、規則で定めるところにより減免する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ひたちなか市国民健康保険税条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>付 則 (令和4年度及び令和5年度の各年度分の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>1.6 略</p> <p>1.7 前項の規定による国民健康保険税の減免は、職権により行うものとする。</p>	<p>付 則 (令和4年度及び令和5年度の各年度分の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>1.6 略</p> <p><u>(令和6年度分の国民健康保険税の減免の特例)</u></p> <p><u>1.7 市長は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、18歳未満被保険者があるときは、当該納税義務者に係る令和6年度分の国民健康保険税について、規則で定めるところにより減免する。</u></p> <p><u>(職権による減免)</u></p> <p>1.8 前2項の規定による国民健康保険税の減免は、職権により行うものとする。</p>	